

順位	氏名（議席）	発言の要旨	答弁者
16	萩野 基行（12）	<p>1. 公共施設へのAEDの設置状況について</p> <p>何らかの要因で心臓がけいれんしているような状態、いわゆる心室細動が起きた場合、心臓から血液を送り出すことができなくなり、そのまま何も処置をしないと時間の経過とともに生存率がどんどん下がってしまいます。そこで、心臓に電気ショックを与え、正常な状態に戻るのがAEDとなります。</p> <p>以前は、医師などの医療従事者にしかAEDの使用が許可されておりましたが、2004年7月に規制が緩和され、多くの方が使用可能となりました。</p> <p>本市消防本部では、あなたの勇気と救命措置が命を救いますとして、個人や団体を対象とした普通救命講習の実施のほか、各分団や地域においても避難訓練等で普通救命講習を行うことで、AEDを取扱うことができる市民を増やしていただいているところです。ただ、取扱い可能者を増やしても、AEDをすぐに使用できる環境がなければ何もできません。</p> <p>そこで、以下お伺いします。</p> <p>(1) 本市の普通救命講習受講者数及び修了者数について伺う。</p> <p>(2) 公共施設へのAEDの設置状況について伺う。</p> <p>(3) (2)のうち、屋外への設置状況について伺う。</p> <p>(4) 公共施設にAEDが設置されているのは、市民誰もが知り得ることと考える。そこで、24時間誰でも使えるよう、(3)以外の公共施設にも屋外にAEDを設置してはいかがか伺う。</p> <p>(5) AEDに三角巾を同梱すれば、応急手当のほかに、女性の胸部を覆うなど、プライバシーに配慮した使用ができると考えるがいかがか伺う。</p>	市長 教育長 及び 担当部長